

2025 年度 第 33 回 大分市サッカー協会社会人リーグ 実施要項

1. [目 的]

- 1) 市民スポーツとしてのサッカーの普及。
- 2) フェアプレー精神の元、社会人チームの親睦を図る。
- 3) 競技規則の理解促進、社会人としてのマナー向上。

2. [名 称]

大分市社会人サッカーリーグ

3. [主 催]

大分市サッカー協会社会人委員会

4. [後 援]

スポーツキムラヤ ・ M スポーツ ・ 大分市役所スポーツ振興課

5. [日 程]

2025 年 4 月～

6. [会 場]

日岡公園グラウンド ・ 南大分スポーツパークグラウンド ・ 西部スポーツ交流ひろば AB グラウンド
・ のつはる天空広場 ・ 大分市営陸上競技場 他

7. [参加資格]

- 1) 2025 年度に、日本サッカー協会及び大分市サッカー協会に第1種登録をしたチームであり、日本サッカー協会選手登録をした支配下選手であること。
- 2) ルール&マナーを大切にするチームであること。
- 3) 加盟チームは、社会人チームであることを自覚し、選手、審判、スタッフ、観客、運営委員等、全員が気持ち良くサッカーに接することができるようにお互いにリスペクトし、協力して参加できること。
- 4) 県リーグとの重複参加、及び選手の重複登録は認めない。
- 5) 帯同審判員規定を下記のとおりである。規定に満たないチームは参加を認めない。
 - ※ 帯同審判員 5 名以上いないチームは参加を認めない。
 - ※ 代表者会議に審判証を持参すること(コピーしたもの)。
 - ※ 1 部 (3 級 1 名、4 級 4 名) 、2 部 (4 級 5 名) 、3 部 (4 級 5 名)
 - ※ 各部の昇格についても、条件を満たさないチームは認めない。

[確認事項]

- ※ 新規チームについては、1 年間の猶予期間をあたえる。
 - ※ 審判員資格を更新しておくこと。未更新のものは認めない。
 - ※ 各部の審判員資格(級)の条件を満たさないチームは降格とする。
- 6) 登録選手が 15 名以上いないチームは、参加を認めない。
 - 7) 正副 2 着のユニフォームを保有していること。正副必ず色違いで相対色にすること。
 - 8) 黒系色は、審判と重なるため認められない。フィールドプレーヤーとゴールキーパーにおいても色が重ならないようにすること。ビブスはユニフォームとして認められない。
 - 9) チーム登録選手全員が、スポーツ傷害保険等に加入していること。

8. [参 加 費]

1 チームにつき 15,000 円 ※別途「施設利用費」として、1 チームにつき 10,000 円

9. [表 彰]

- 1) 1 部の優勝、準優勝、3 位、2 部・3 部のパート優勝チームを表彰する。
- 2) 個人賞として各部のパート得点王・MVP(パート 1 位チーム)を表彰する。
- 3) 表彰するにあたり、各チームは「チーム報告書」を記入し、必ず会場当番へ提出すること。

10. [運 営]

- 1) パート運営については、幹事チームを定め、一切を統括する。
- 2) パート幹事チームは、別紙「パート幹事の役割について」を参照すること。
- 3) 会場運営については、会場担当(グランド当番)を定め、一切を総括する。
- 4) 会場担当は、別紙「会場担当注意事項」を参照すること。

11. [そ の 他]

- 1) 再三にわたりメンバー不足(11 人以下)で試合を行ったチーム等については、社会人委員会で協議の上、処分を行う。
- 2) 参加のための経費は、各チームの負担とする。
- 3) 施設内は禁煙とする。
- 4) 試合会場においてマナーの悪い(施設内での喫煙等)チームは、社会人委員会より厳罰を与える。発生したトラブルの処置も社会人委員会の指示に従うこと。
- 5) 不慮の事故等については、参加チームで責任を持つこと。(大会参加中に生じた不利益は協会では補償しない)
- 6) 天災等で試合を延期、中止する場合は、社会人委員会からパート幹事に連絡を行う。
- 7) パート内の連絡は、パート幹事が行うこと。
- 8) 選手証は、Web より印刷したものを各チーム持参する。
- 9) 選手証の偽造や未登録選手の出場、その他リーグへの参加が好ましくないと判断されたチーム・選手に対し、社会人委員会より改善要請を行うが、改善されない場合は、未消化の試合および次年度以降の本リーグの参加を認めない等の処分を行う。
- 10) 選手の追加登録(移籍登録も含む)については、10 月末までとする。
- 11) 移籍および追加登録選手についても、選手証の確認ができない選手は出場を認めない。
- 12) 各パート幹事は、社会人委員会主催の大会および運営行事等に参加すること。
- 13) 表彰のあるチーム・選手は、アウォーズ(表彰式)出席に協力できること。
- 14) 参加資格に疑義のある場合は、大分市サッカー協会社会人委員会がこれを裁定する。